

JIS

適合性評価－用語及び一般原則

JIS Q 17000 : 2022

(ISO/IEC 17000 : 2020)

(JSA)

令和 4 年 4 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 適合性評価分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	久保野 勝 男	前学校法人新潟総合学園新潟医療福祉大学
(委員)	浅 井 秀 一	JIS 登録認証機関協議会 (一般財団法人日本品質保証機構)
	菅 野 良 一	日本マネジメントシステム認証機関協議会 (日本検査キューエイ株式会社)
	富 永 典 子	一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
	細 谷 恵	主婦連合会
	村 田 浩 美	独立行政法人製品評価技術基盤機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.7.20 改正：令和 4.4.20

担 当 部 署：経済産業省産業技術環境局 国際標準課

(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 4.4.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル)

審 議 委 員 会：適合性評価分野産業標準作成委員会 (委員長 久保野 勝男)

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 適合性評価全般に関する用語	2
5 基本概念に関する用語	5
6 選択及び確定に関する用語	6
7 レビュー, 決定及び証明に関する用語	7
8 サーベイランスに関する用語	8
9 貿易及び規制に関する用語	9
附属書 A (参考) 適合性評価の原則	12
附属書 B (参考) 他の規格で定義されている関連用語	17
参考文献	23
解 説	25

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 15 条第 1 項の規定に基づき、経済産業大臣の命によって認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から産業標準の案の提出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 17000:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

適合性評価—用語及び一般原則

Conformity assessment—Vocabulary and general principles

序文

この規格は、2020年に第2版として発行された **ISO/IEC 17000** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施している参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

試験、検査、様々な形態の認証などの適合性評価活動に関する国際規格は、**ISO** の適合性評価委員会 (CASCO) によって開発されている。長年、適合性評価に適用される基本用語は、**ISO/IEC Guide 2** に収録されていた。この用語集は、従来の工業製品の規格に基づく製品認証についての情報伝達及び理解を助けるために初めて編集されたもので、少数の用語及び定義を基に組み立てられていた。

2000年にCASCOは、当時計画中の適合性評価に関する国際規格及び関連文書の開発又は改訂の際により使いやすい文書とするために、**ISO/IEC Guide 2** から適合性評価に適用される用語を抜き出した独立の用語集を **ISO/IEC Guide 2** に代えて作成することを決めた。**ISO/IEC 17000** の初版は、より具体的な概念を適切に定義し、最も適切な用語によって示すことが可能な一貫した枠組として、2004年に発行された。

個別の活動、すなわち、認定、要員の認証、適合マークの使用などに固有の追加概念はこの規格に含めず、それぞれの活動に関する規格に規定されている。

貿易及び規制に関する用語及び定義を **箇条 9** に示す。これらは、単に適合性評価コミュニティでの使用の標準化を意図するだけでなく、規制分野及び国際条約の枠組において貿易の促進に関わる政策立案者を支援することを意図している。

この規格、特に **箇条 6** 及び **箇条 7** で規定する用語及び定義は、2001年11月にCASCOが機能的アプローチを採用したことを反映している。

定義した概念、その分類及び相互関係の理解を深める目的で、参考のため、機能的アプローチに関する説明を **附属書 A** に示す。

この規格に含む用語は、それらを定義することが不可欠と考えられた概念に関係するものである。適合性評価関連の概念を示すために使用する用語で、一般の言葉を使用すれば十分なものは、この規格には含めていない。また、適合性評価関連の規格全てに共通の用語ではなく、固有の定義に基づき個別に適用される用語は、この規格に含まれておらず、関連する個別の規格に含まれている。

他の規格で定義されている次のような関連用語を **附属書 B** に示す。

- 適合性評価の特定の側面に適用されている、他の適合性評価規格で定義されている用語
- 適合性評価の文脈において広く適用されている、適合性評価規格以外でその定義が公表されている用